

JEITAソフトウェア開発モデル契約解説書 『ソフトウェア開発モデル契約の解説』 説明会

2009年2月16日、3月11日(一部改訂)

JEITA ソリューションサービス事業委員会
ソフトウェア開発モデル契約WG

1

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

開催のご挨拶

ソリューションサービス事業委員会 委員長
株式会社富士通総研 伊藤大拳

2

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

はじめに

ソフトウェア開発モデル契約WG 主査
富士通株式会社 鈴木康史

3

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

これまでのJEITAの取組み について

4

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

ソフトウェア開発モデル契約の経緯

- ◆ 1994年JEIDA(JEITAの前身)公表
「ソフトウェア開発モデル契約」
 - **ソフトウェア開発取引の健全化** を目指して

- ◆ 2007年4月経済産業省公表
「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」
 - **情報システムの信頼性向上** を目指して

- ◆ 2008年10月解説書出版
JEITAモデル契約「ソフトウェア開発基本契約」
 - **2007年経済産業省モデル契約をベースに**

5

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

WG活動の経緯

◆ 2006年度

経済産業省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」における検討に参加。2007年4月に報告書公表。

◆ 2007年度

- 経済産業省公表の「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」の再検討
- 上記モデル契約を修正し、JEITAモデル契約を作成
- JEITAモデル契約の解説書を分担執筆

◆ 2008年度

- 出版化に向けた編集作業
- 10月に出版

6

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2007年経済産業省モデル契約 をベースとした理由

- ◆ 1994年JEIDAモデル契約の基本思想をカバー
 - 多段階契約と再見積り
 - 委任/請負
 - 仕様変更管理
 - 損害賠償
- ◆ 新たな視点
 - 仕様の検討会
 - 未確定事項の取扱い
 - マルチベンダ時のプロジェクトマネジメント責任
 - 第三者ソフト、フリー・オープンソースソフトの扱い
- ◆ ユーザ、ベンダー、第三者による検討結果

7

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

JEITAモデル契約検討の視点

- ◆ ソフトウェア開発の経験を踏まえた検討の深化
 - 委任作業における作業量の限定
 - 複数種類の会議体を想定した規定
 - 未確定事項がユーザにより確定されない場合の扱い
 - 第三者ソフト、FOSSの扱い
- ◆ ベンダとしての立場からの変更・選択
 - 再委託
 - 瑕疵の扱い
 - 仕様変更の協議不調時の解除権
 - 著作権の帰属
 - 損害賠償の範囲

8

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

JEITAモデル契約解説書の概要について

9

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

解説書の構成

◆ 第1章 解説書の概要

経産省モデル契約をベースにJEITAモデル契約を作成するにいたった経緯ならびにJEITAモデル契約の前提としての開発モデル、開発プロセスおよび超上流の重要性を説明する。

◆ 第2章 JEITAモデル契約の構造と基本問題

多段階方式を採るJEITAモデル契約の構造を解説するとともに、かかる構造を採る背景にある基本問題として、「見積」「仕様確定」「作業主体と契約類型(準委任と請負)」の3つの問題を解説する。

◆ 第3章 JEITAモデル契約の条文解説

条文ごとに、次の2点から成る。

●「条文解説」

条文の趣旨、背景(法的問題、開発上の問題など)および経産省モデル契約との相違理由(相違点のある条文の場合)を解説する。

●「適用ガイド」

当該条文を実際の契約に使う際の留意点・参考となる情報を解説する^{o10}

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

解説書の構成

◆ 第4章 モデル契約プロセス

デューデリジェンス、提案依頼、提案、企画要件定義、開発、保守・運用という契約プロセスについて、プロセス毎に、経産省モデル契約の報告書で提示されたモデル契約プロセスを引用しつつ、実施すべき事項、留意点を整理するとともに、失敗事例、チェックポイント一覧を提示する。

◆ 第5章 ソフトウェア開発基本契約書

- JEITAモデル契約の条文のみの掲載
- JEITAモデル契約と2007年経済産業省モデル契約の相違点一覧

◆ 参考資料

- 1994年JEIDA公表「ソフトウェア開発モデル契約」
- 2007年経済産業省公表「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」

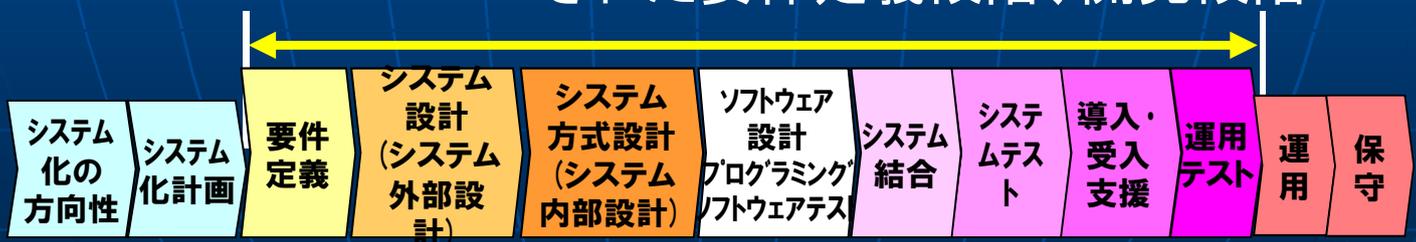
11

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

JEITAモデル契約の前提

◆ 開発モデル

- 契約当事者: 対等の交渉力のあるユーザとベンダ
(例) ユーザ: 民間大手企業、ベンダ: 情報サービス企業
- 開発モデル: ウォーターフォールモデル
- 対象システム: 重要インフラ、企業基幹システム
- 開発プロセス: 共通フレーム2007により標準化された要件定義段階、開発段階

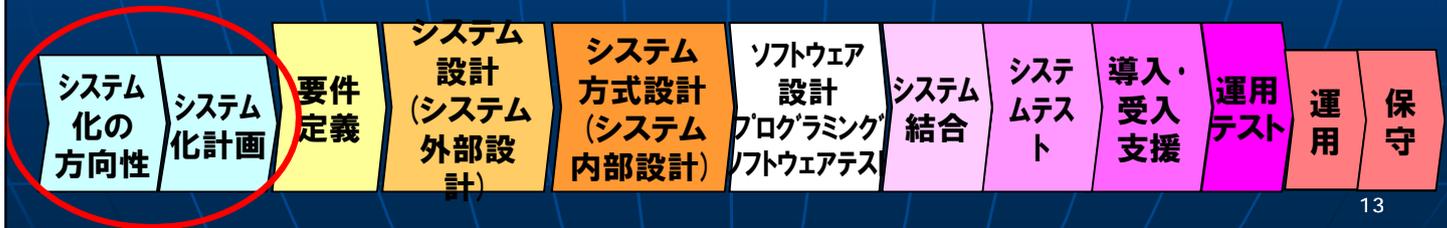


12

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

超上流の重要性

- ◆ 超上流＝システム化の方向性～要件定義
- ◆ JEITAモデル契約のカバー範囲
→要件定義～運用テスト
- ◆ 「システム化の方向性」、「システム化計画」における**ユーザ側利害関係者の合意形成**が、要件定義以後の作業すなわちJEITAモデル契約に基づく設計開発作業の成功のために重要。



13

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

本日のご説明

- ◆ モデル契約の解説 I
『情報システム信頼性向上の観点からのポイント』
 - ソフト開発取引における3つの問題
 - 契約としての対応 (契約構造と関連条文)
- ◆ モデル契約の解説 II
『ソフト開発取引におけるその他のポイント』
 - 一般の法律、経済産業省モデル契約との比較を踏まえて、ソフト開発取引でポイントとなる条文の考え方を説明

14

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

モデル契約の解説 I

『情報システム信頼性向上の観点からのポイント』

- ソフト開発取引における3つの問題
- 契約としての対応(契約構造と関連条文)
ソフトウェア開発モデル契約WG 委員
株式会社 日立製作所 岩切美和

15

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

contents

1. 経済産業省の施策
2. ソフトウェア開発取引における3つの問題
3. モデル契約の構造(まとめ)
4. 条文の解説

16

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1. 経済産業省の施策(注)

(注) 産業構造審議会 情報経済分科会
情報サービス・ソフトウェア小委員会を中心とした
契約面での施策

17

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.1 施策の流れ

情報システムの信頼性向上
に関するガイドライン
(H18.6)

情報サービス・ソフトウェア
産業維新
(H18.9)

契約事項の明確化
ユーザ・ベンダ間の取引関係等の可視化

「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約
に関する研究会」～情報システム・モデル取引・契約書～
(受託開発(一部企画を含む)、保守運用)〈第一版〉
(H19.4)(※1、※2)

(※1) 追補版(H20.4)

(※2) 共通フレーム2007(H19.10)

18

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.2 信頼性向上ガイドライン

◆位置づけ

2005年に多数起きたIT関連の重大な事故に対する提言
(「情報サービス・ソフトウェア産業維新」のリリースに先行)

◆基本的な考え方

- ・情報システムの利用者(ユーザ)と供給者(ベンダ)の双方が、応分の責務を担う。
- ・双方の経営層は、説明責任を認識し、必要な経営資源の投入等について責務を担う。
- ・未然防止、事後対策の両面で対策を行う。

19

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.2 信頼性向上ガイドライン

◆契約面での具体的対策

➤ 企画・開発段階

- ・双方: 目標とする品質基準等について合意
- ・ユーザ
 - ①システム要件(※)について自らの関係者の見解を統一し、それをベンダに説明する責任
 - ②システム要件を最終的に確定する責任。

(※) 利用者の要求を満足するためにソフトウェアが実現しなければならない機能要件および性能、容量、情報セキュリティ、拡張性などの非機能要件

20

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.2 信頼性向上ガイドライン

◆ 契約面での具体的対策

➤ 商慣行、契約、法的要素

- ・利用者、供給者双方の役割分担・責任関係を合意し契約に明記
- ・情報システム構築の分業時における役割分担、責任関係を合意し契約に明記

21

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.3 研究会報告書

◆ ユーザ・ベンダの役割分担・責任関係の規定

#	内容
1	要件定義工程を含めた超上流工程の責任 (システム要件の明確化、確定責任): ユーザ
2	マルチベンダ体制におけるシステムの全体統合の 責任: ユーザ
3	検討会の開催責任: ユーザ、ベンダ (システム要件についてユーザ、ベンダ双方が正しく 認識するため)

22

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.3 研究会報告書

- ◆情報システム取引の特性、取引慣行への配慮
(取引・契約履行プロセス・条件の可視化と適正化)

#	内容
1	多段階契約の採用
2	契約類型の明示(開発プロセスに即して) 要件定義→準委任、開発→請負
3	再見積りの考え方の採用
4	詳細な仕様確定・変更/契約条件変更に関する 手続の導入
5	未確定事項の取扱い規定化

23

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1.3 研究会報告書

- ◆従前のモデル契約書で想定/規定されていなかった
ビジネスモデルへの対応

#	内容
1	第三者ソフトウェア、FOSSの利用時の責任の明記 (選定責任に応じた責任分担)

24

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2. ソフトウェア開発取引 における3つの問題

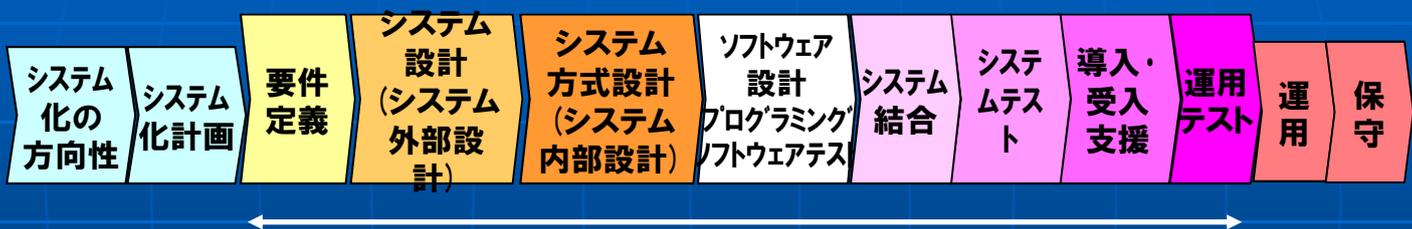
- ・見積りの問題
- ・仕様確定の問題
- ・作業主体と契約類型
(準委任と請負)の問題

25

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.1 3つの基本問題

◆ソフトウェア開発プロセス(フェーズ)と問題



問題①: 見積りの問題

問題②: 仕様確定の問題

問題③: 作業主体と契約類型(準委任・請負)の問題

26

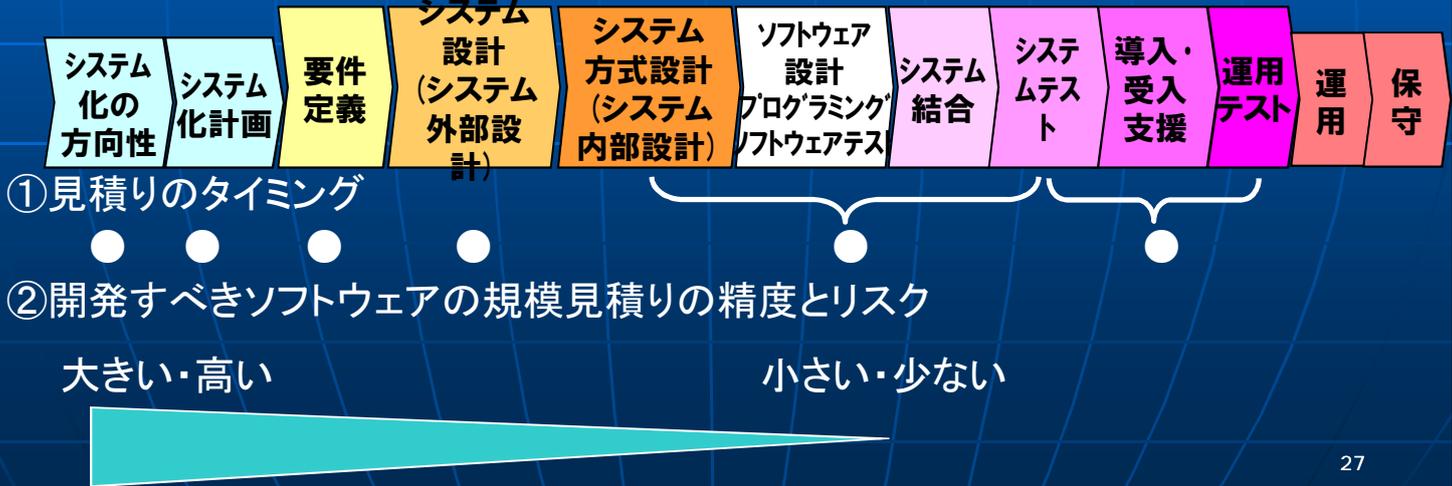
All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.2 見積りの問題

◆問題

見積りの誤差が生じた場合のコスト負担、納期変更等のリスク負担の問題

＜見積りのタイミング・範囲と、見積りの精度から見たリスク＞



27

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

(参考) 問題の背景①

◆ユーザ、ベンダの事情

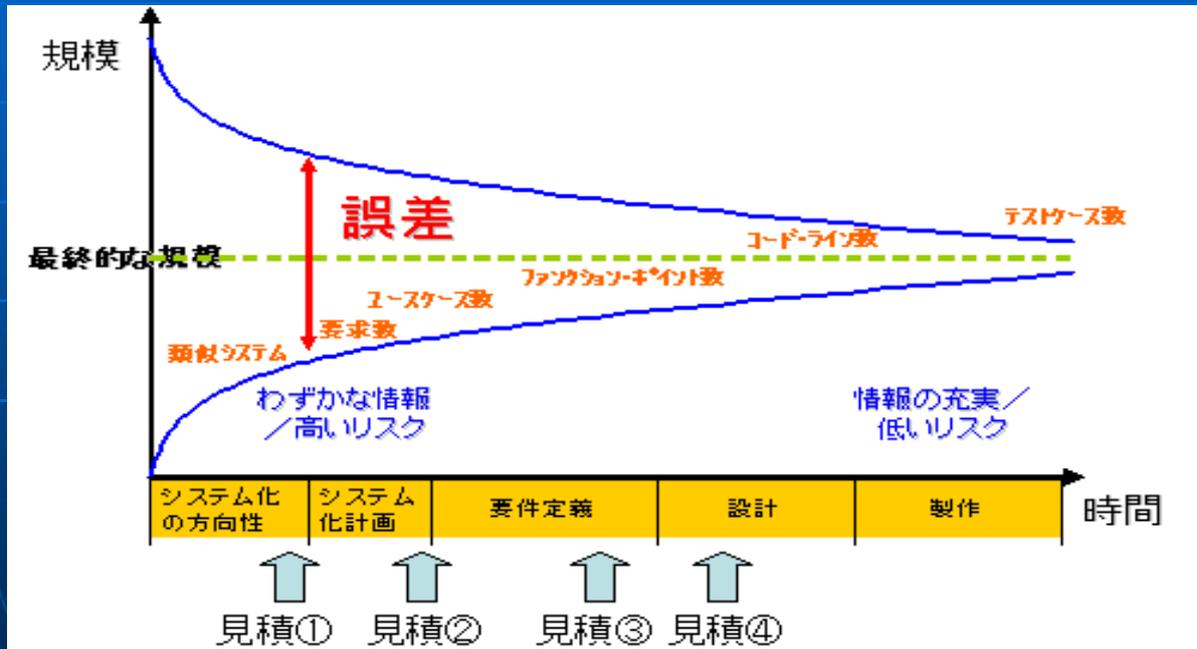
	ユーザ	ベンダ
ベンダの選定	早期に行いたい	—
委託金額	早期に予算額の範囲内で一括で金額総額を確定したい	見積り誤差大きいため金額総額を確定させたくない。都度、金額を確定させたい

28

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

(参考)問題の背景②

◆ソフトウェア開発規模の誤差



出典：「経営者が参画する要求品質の確保～超上流から攻めるIT化の勘どころ～第2版」
(38頁、独立行政法人情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター編)
(注：見積①＝仮試算見積、見積②＝試算見積、見積③＝概算見積、見積④＝確定見積)

29

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.2 見積りの問題

◆契約上の問題

- ・契約すべきタイミングで契約を締結することについてハードルが高くなる。
※未契約の状況→仕掛かり費用回収リスク
- ・契約締結後に現実に生じたコスト増、納期変更のリスクの負担についてトラブルになる。
※損益の悪化、望ましくないアウトプット

30

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.2 見積りの問題

◆モデル契約上の手当て

●多段階契約

- ・基本契約書:金額総額を規定しない
←全体見積りは参考値(法的拘束力なし)
- ・個別契約書:個別契約書の対象業務について
金額を確定
←フェーズ別の見積りを実施(法的拘束力あり)

●変更管理(価格・仕様・納期を柔軟に調整)

個別契約の変更が生じた場合は、
協議のうえ、価格・仕様・納期を確定

31

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

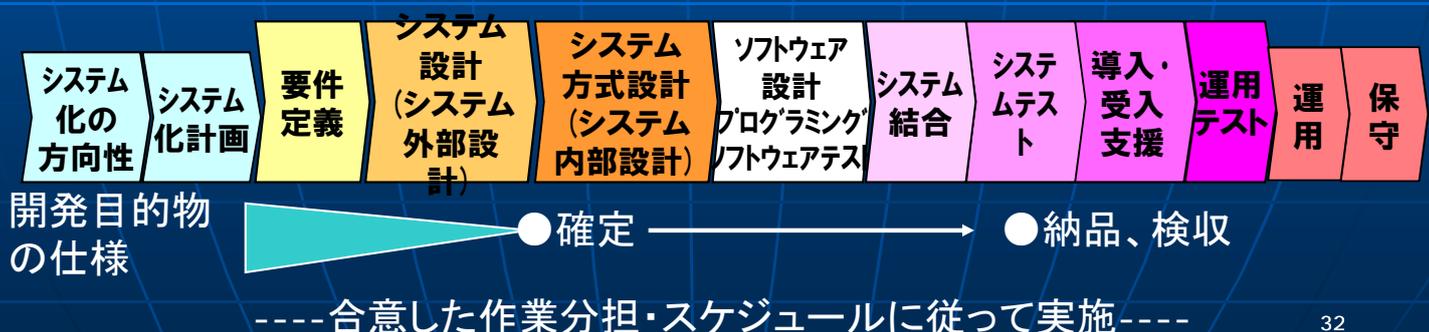
2.3 仕様確定の問題

◆問題

開発目的物の仕様、作業分担の曖昧さやこれについての認識の不一致により、仕様が適時に確定しない場合や、未確定の状況で作業を進めることとなる場合の仕様確定、コスト負担、納品トラブル、納期変更等の問題

①「仕様」とは

②誰が、いつ、「仕様」を「確定」するか



32

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2.3 仕様確定の問題

◆仕様とは

(1) 位置づけ

- ・開発目的物(※)を認識するためのもの。
検収の可否判定の基準。 (※)目に見えないもの。

(2) 特性

- ・開発作業の初期の段階では明確な仕様が用意されず、段階的に確定する。
→開発目的物について認識を一致させることが難しい。
→納品物への不満、検収未完、瑕疵担保責任
- ・開発作業の途中で生じる仕様変更への対応について
→「仕様の範囲内(具体化等)」か
「仕様変更(機能追加等)」なのか、争いが生じる

33

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

(参考) 問題の背景①

◆仕様の段階的合意: 開発プロセスに照らして

プロセス	合意形成の対象
システム化の方向性・システム化計画	システム及びプロジェクトの大枠 (目的、必要性、課題、実現する機能、投資効果評価、実行計画)
要件定義	要件定義書 (新たに構築する業務、システムの仕様の明確化、IT化範囲とその機能)
システム設計 (外部設計)	外部設計書 (画面、帳票などのインターフェースを設計、決定)
システム方式設計 (内部設計)	開発目的物の仕様、開発目的物
ソフトウェアテスト～ 運用テスト	各テストが対応するプロセスのアウトプットとおりのものであるか

34

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2.3 仕様確定の問題

◆仕様の「確定」

ユーザ・ベンダ双方が、開発目的物の仕様として採用する「要件定義書」「外部設計書」を「システム設計(内部設計)」前に確定すべきだが次の理由により確定しにくい。

- ・確定すべき内容についての認識が一致しない。
- ・未確定の部分が存在する。
- ・確定すると変更が難しくなる。

2.3 仕様確定の問題

◆契約上の問題

- ・債務(＝開発目的物)が曖昧であり、また、その内容が変更される可能性があるため、その明確化や、価格・納期の再合意を適時・適切に行わないとベンダ側の債務不履行(不完全履行、履行遅滞)につながる。
- ・仕様確定におけるユーザ、ベンダ双方の作業内容、分担が曖昧であると、確定すべき時点で仕様確定がされず、スケジュールとおりの履行が阻害される。

2.3 仕様確定の問題

◆モデル契約上の手当て

●多段階契約

- ・基本契約書：個別業務ごとのアウトプットの明示
- ・個別契約書：個別業務ごとの条件の明確化、合意

●変更管理（価格・仕様・納期を柔軟に調整）

仕様の変更や未確定事項の確定
について、変更管理の手続きの中で管理

2.4 作業主体と契約類型の問題

◆「作業範囲・内容」の問題

- ・作業体系・項目の明確化、役割分担の明確化が行われず、作業の混乱、スケジュール遅延、作業漏れなどが生じる。

◆作業主体と契約の種類（準委任と請負）

- ・作業の目的・内容に照らした作業主体や契約上の責任を決めないことにより、作業の遂行に支障が生じる。

(参考) 作業主体・契約類型

◆ 開発プロセス・目的・内容に照らして

プロセス	作業主体・契約類型
システム化の方向性 ・システム化計画	ユーザ: 準委任
要件定義	ユーザ: 準委任
システム設計 (外部設計)	ユーザ(ユーザ固有性あり): 準委任 ベンダ(ユーザ固有性なし): 請負
システム方式設計 (内部設計)	ベンダ: 請負
ソフトウェアテスト～ 運用テスト	上記プロセスと同様

39

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

(参考) 契約類型: 法の定め

	準委任契約	請負契約
ユーザがベンダに委託する主題	事務の処理	仕事の完成
ベンダの義務	善良なる管理者の注意をもって事務の処理を行う義務	仕事を完成させる義務
ベンダの責任	事務処理を行わない場合あるいは善良なる管理者の注意を払っていない場合 ⇒ 債務不履行責任	仕事の完成が約束した時期より遅れた場合あるいは仕事を完成させることができない場合 ⇒ 債務不履行責任 ・ 完成した仕事の結果に不具合がある場合 ⇒ 瑕疵担保責任

40

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

(参考) 契約類型：法の定め

	準委任契約	請負契約
ベンダの責任		
債務不履行責任	損害賠償 (企業間の場合、 時効5年)	損害賠償 (企業間の場合、 時効5年)
瑕疵担保責任		・ 修補 ・ 損害賠償 (責任期間：引渡から 1年間)

41

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.4 作業主体と契約類型の問題

◆ 契約上の問題

- ・ 債務不履行

◆ モデル契約上の手当て

- ・ 基本契約書：個別業務ごとに契約類型を明示
- ・ 個別契約書：契約類型を確定
作業項目・分担の添付

42

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2.5 まとめ

#	開発取引上の問題	モデル契約上の手当て	
		基本契約	個別契約
1	見積りの問題	・多段階契約 ・変更管理 ・個別業務に適用する契約類型の明示 ・全体見積りは参考値	・個別業務ごとに契約類型、作業項目、分担、委託金額を定め個別契約を締結
2	仕様確定の問題		
3	作業主体と契約類型の問題		

43

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

3. モデル契約の構造

ソフトウェア開発における
基本問題(※)への手当てとして

(※)見積りの問題、仕様確定の問題、
作業主体と契約類型(準委任と請負)の問題

44

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

3.1 前提等①

◆ 名称

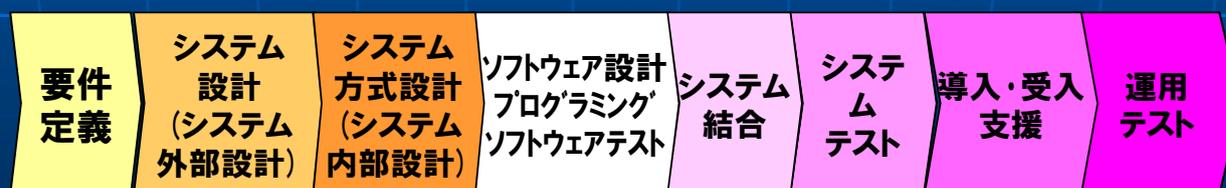
ソフトウェア開発委託基本モデル契約書

◆ 取引対象

重要インフラ、企業基幹システムの構築(※)

(※)開発モデル : ウォーターフォールモデル

開発プロセス: 共通フレーム2007により標準化された
システムの要件定義段階、開発段階



◆ 契約の当事者

対等の交渉力のあるユーザ、ベンダ

45

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

3.1 前提等②

◆ 3つの問題(「見積り」「仕様の確定」「作業主体と契約類型」)への手当て

● 契約締結のハードルを下げるための手当て

● 責務に従った契約の履行、価格・仕様・納期を

柔軟に確定、契約締結に結びつけるための手当て

・ 契約書の構成: 基本契約/個別契約方式

・ 契約締結方式: 多段階契約

・ 契約類型の明示

・ 変更管理

46

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

3.2 契約書の構成

◆基本契約/個別契約方式

- ・基本契約:ソフトウェア開発基本契約書
 - * 開発委託の原則的・基本的条件の合意
- ・個別契約:下記対象業務の委託に係る個別契約書
 - * 個別業務の開発委託条件(委託金額含め)合意

〈対象業務:共通フレーム2007に対応〉

- ・要件定義作成支援業務
- ・外部設計書作成(支援)業務
- ・ソフトウェア開発業務
- ・ソフトウェア運用準備・移行支援業務

47

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

3.3 契約締結方式他

◆契約締結方式

多段階契約

※ユーザがベンダに委託する個別の業務について、それぞれ見積を行ったうえで、その個別の業務の委託についての個別契約書をユーザとベンダの間で締結するもの。

◆契約類型(準委任、請負)

基本契約:個別業務毎の契約類型を明示
個別契約:契約類型の確定

◆変更管理(契約のライフサイクル管理)

基本契約において、
契約の締結、履行、終了のプロセスにおいて、
適時・適切に契約の変更、確定が行われるための規定

48

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4. 条文の解説

49

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4.1 全体構成

- ◆ 第1章 総則
- ◆ 第2章 本件業務の推進体制
- ◆ 第3章 本件業務
- ◆ 第4章 契約内容等の変更
- ◆ 第5章 資料及び情報の取扱い
- ◆ 第6章 権利帰属
- ◆ 第7章 保証及び責任
- ◆ 第8章 一般条項

50

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4.2 対象業務

◆取引の対象(1条)

〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務

(契約の目的)

第1条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する**基本的な契約事項を定める**ことを目的とする。

◆記載の例

例1)次世代勘定系システムの開発

例2)次世代勘定系システムAサブシステムの開発

次世代勘定系システムの開発

Aサブシステム

Cサブシステム

Bサブシステム

Dサブシステム

51

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.3 対象業務と適用

◆適用範囲(3条)

(適用範囲)

第3条 本件業務は、第14条の要件定義作成支援業務、第19条の外部設計書作成支援業務(第19条においてB案を選択する場合は「外部設計書作成業務」)、第24条のソフトウェア開発業務、第30条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、**本件業務の個々の業務(以下「個別業務」という。)には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約(以下「個別契約」という。)が適用されるものとする。**

2. 甲及び乙は、**個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。**この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。

52

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.4 契約締結方式、作業分担

◆多段階契約(4条・6条)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、**個別業務に着手する前に**、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる**取引条件を定め、個別契約を締結する**

。

- ① **具体的作業内容(範囲、仕様等)**
- ② **契約類型(請負・準委任)**
- ③ **作業期間、作業工数(作業量)又は納期**
- ④ **作業スケジュール**
- ⑤ **甲・乙の役割分担(第8条で定める作業責任分担の詳細)**
- ⑥ **連絡協議会の運営に関する事項**
- ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等(以下「資料等」という。)
- ⑧ 作業環境
- ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件(以下「納入物」という。)の明細及び納入場所

53

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.4 契約締結方式、作業分担

◆多段階契約(4条・6条)

(個別契約) つづき

- ⑩ **委託料及びその支払方法**
 - ⑪ 検査又は確認に関する事項
 - ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項
2. 甲及び乙は、**作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。**

(作業期間又は納期)

第6条 **各個別業務の作業期間、作業工数(作業量)又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。**

54

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.5 委託料の定め

◆委託料(5条)

(委託料及びその支払方法)

第5条 甲は乙に対し、**本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。**

4.6 作業遂行方法

◆役割分担(8条)

(協働と役割分担)

第8条 甲及び乙は、**本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。**

2. **甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。**

3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

4.6 作業遂行方法

◆ 連絡協議会の設置(12条)

(連絡協議会の設置)

第12条 甲及び乙は、**本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。**但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。

2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的を開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。

3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要な者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

57

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.6 作業遂行方法

◆ 連絡協議会の設置(12条)

(連絡協議会の設置)つづき

4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。

5. **甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。**

58

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.6 作業遂行方法

◆ 連絡協議会の設置(12条)

(連絡協議会の設置)つづき

6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、**書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。**乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から〇日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から〇日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。

7. **前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。**

59

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.7 契約類型: 確定

◆ 契約類型の確定(4条)

(個別契約)

第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書(RFP)及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。

- ① 具体的作業内容(範囲、仕様等)
- ② **契約類型(請負・準委任)**
- ③ 作業期間又は納期
- ④～⑫略

2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

60

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.8 契約類型：準委任

◆要件定義支援業務(14条～18条)

(要件定義作成支援業務の実施)

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. 乙は、**情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。**

4.8 契約類型：準委任

◆要件定義支援業務(14条～18条)

(要件定義検討会)

第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会(以下本節において「**要件定義検討会**」という。)を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

4.8 契約類型：準委任

◆要件定義支援業務(14条～18条)

(要件定義書の確定)

第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「要件定義書の点検期間」という。)内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、**適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。**但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による**甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。**

3. **第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。**

63

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.8 契約類型：準委任

◆要件定義支援業務(14条～18条)

(業務の終了・確認)

第18条 乙は、前条に定める**要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。**

2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。

3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。

4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の**確認期間**の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。

5. **前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。**

64

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.9 契約類型：請負

◆ソフトウェア開発業務(24条～29条)

(ソフトウェア開発業務の実施)

第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。

2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)

第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。

4.9 契約類型：請負

◆ソフトウェア開発業務(24条～29条)

(納入物の納入)

第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日までに、個別契約所定の納入物を検収依頼書(兼納品書)とともに納入する。

2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第28条(本件ソフトウェアの検収)の定めに従い検査を行う。

3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、すみやかにこれに応じるものとする。

4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

4.9 契約類型：請負

◆ソフトウェア開発業務(24条～29条)

(本件ソフトウェアの検収)

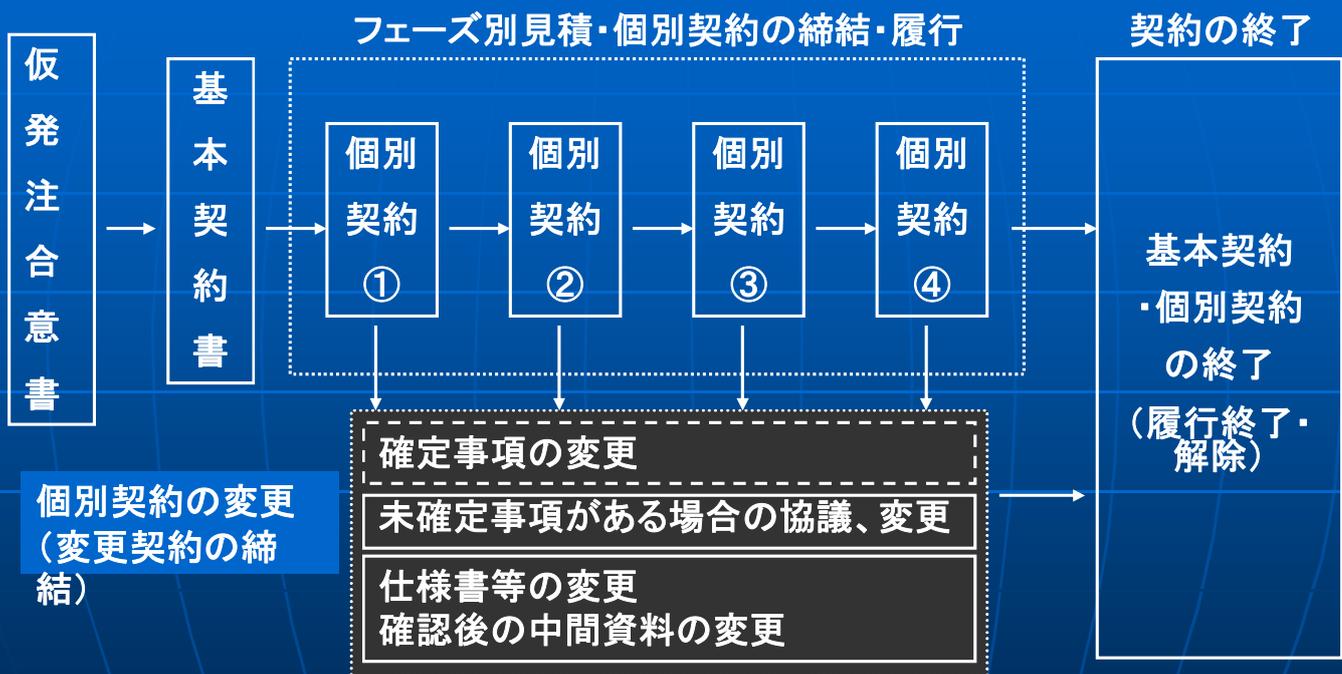
第28条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間(以下、「検査期間」という。)内に前条の**検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検**しなければならない。

2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。

3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。

4. **本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了**とする。

4.10 変更管理



- (凡例) 個別契約①: 要件定義作成支援業務に係る個別契約
- 個別契約②: 外部設計書作成(支援)業務に係る個別契約
- 個別契約③: ソフトウェア開発に係る個別契約
- 個別契約④: ソフトウェア運用準備・移行準備支援に係る個別契約

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

(本契約及び個別契約内容の変更)

第33条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

(システム仕様書等の変更)

第34条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第35条により甲に承認された中間資料(以下総称して「仕様書等」という。)の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面(以下「変更提案書」という。)を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

2. 仕様書等の内容の変更は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

(未確定事項の取扱い)

第36条

第17条に基づく要件定義書又は第22条に基づく外部設計書の点検期間内において、①甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち②甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という)がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第17条又は第22条に従い確定させることができるものとする③。

① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。④

② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。④

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

(未確定事項の取扱い)つづき

2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、⑤甲による追完又は修正の請求は、第37条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。
3. 甲が第1項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの(当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの)とみなすことができるものとする。ただし、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第52条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。⑥

71

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

(変更管理手続)

第37条 甲又は乙は、相手方から第34条(システム仕様書等の変更)、第35条(中間資料のユーザによる承認)、第36条(未確定事項の取扱い)に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から〇日以内に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から〇日以内に、第12条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。

- ① 変更の名称
- ② 提案の責任者
- ③ 提案年月日
- ④ 変更の理由
- ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
- ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額
- ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール
- ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件(作業期間又は納期、委託料、契約条項等)に与える影響

72

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。)を承認の上、記名押印するものとする。
3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。**但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。**
4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。

73

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4.10 変更管理

◆ 変更管理(33条～38条)

(変更の協議不調に伴う契約終了)

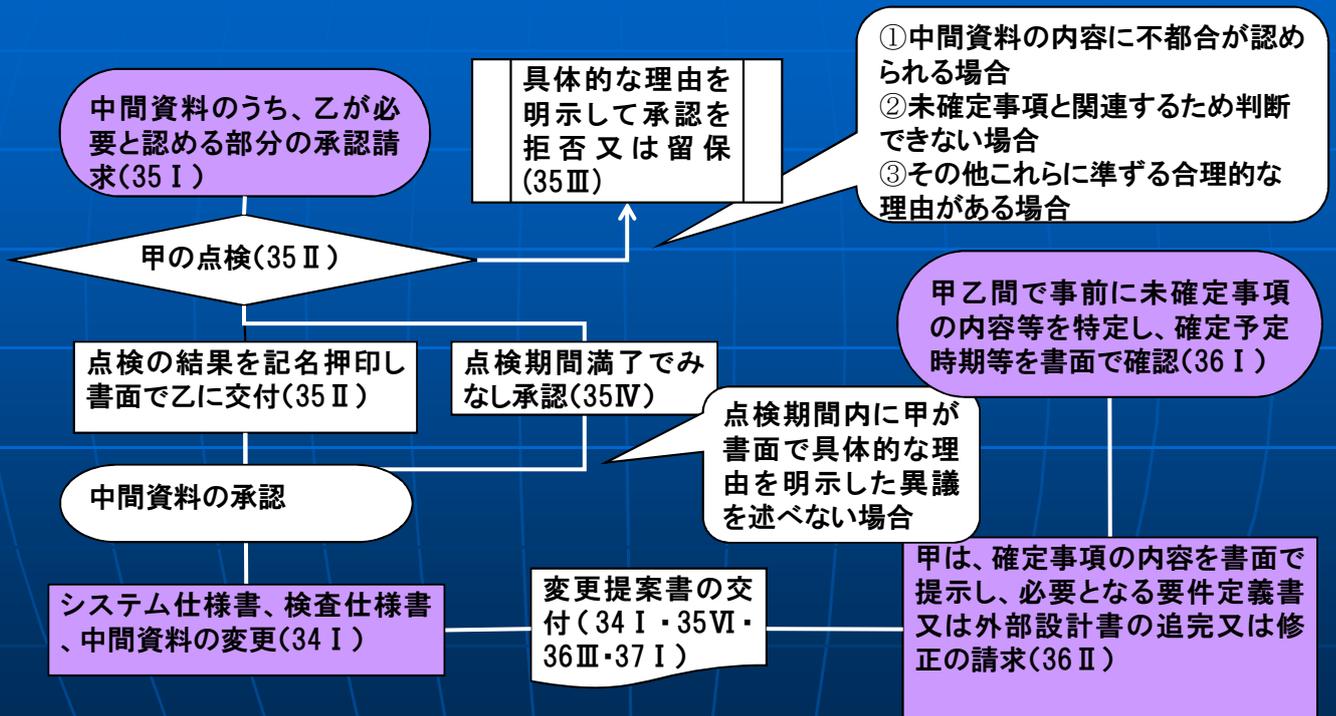
第38条 **前条第1項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は個別業務の未了部分について、本契約又は当該個別契約を解約することができる。**

2. 前項により個別業務が解約された場合、甲は、それまでに乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。

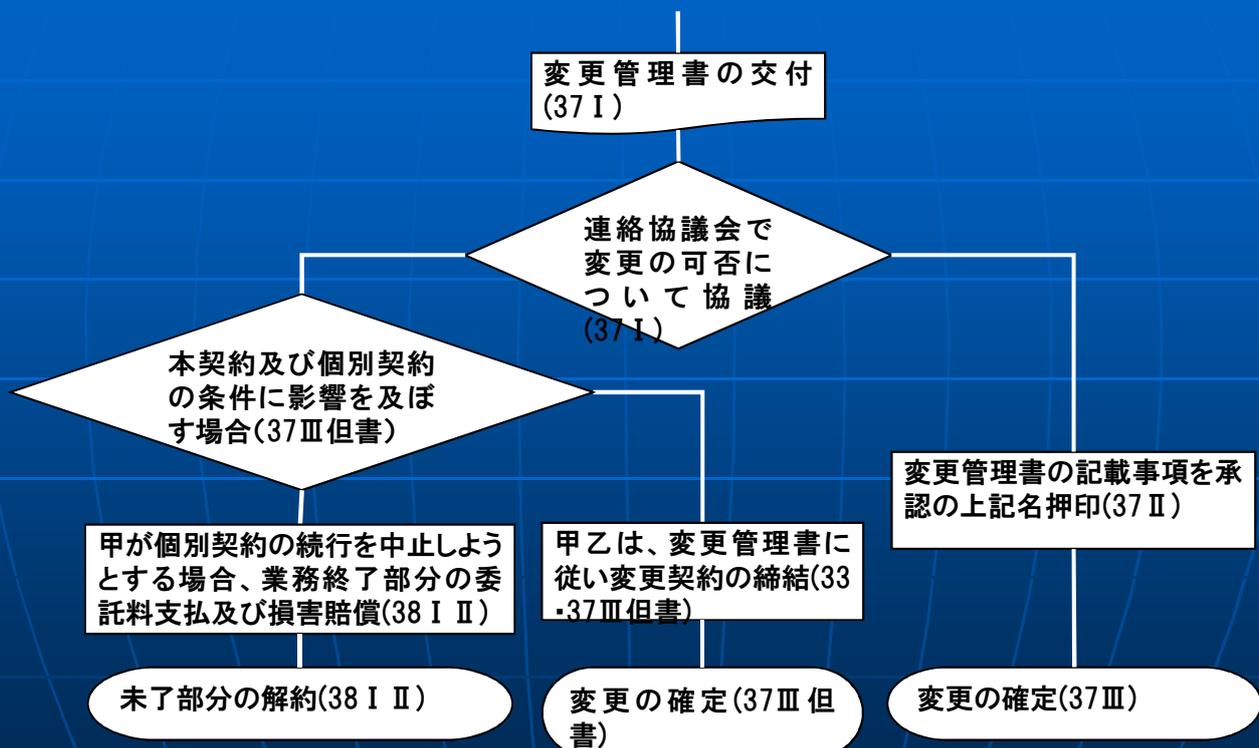
74

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

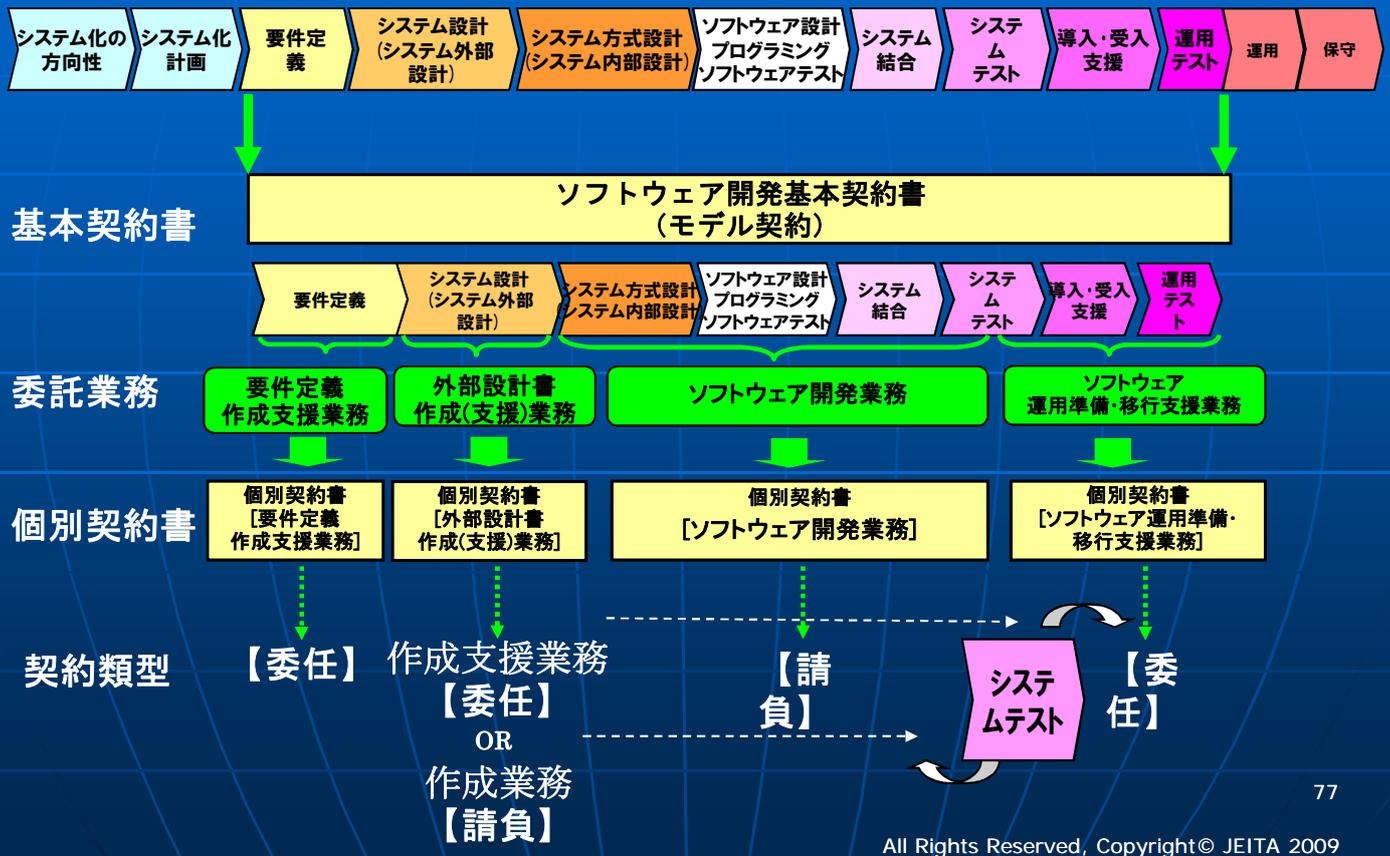
(参考) 変更管理の流れ



(参考) 変更管理の流れ



(参考) 開発プロセスと契約



モデル契約の解説Ⅱ

『ソフト開発取引におけるその他ポイント』

- 一般の法律、経産省モデルとの比較を踏まえて

ソフトウェア開発モデル契約WG 委員
日本ユニシス株式会社 山内 宜子

contents

1. ソフトウェア開発の推進体制
2. 準委任契約
3. 再委託
4. 瑕疵担保責任・損害賠償
5. 損害賠償
6. 著作権の帰属
7. 第三者ソフト・FOSSの扱い

79

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆ユーザ・ベンダの協働・役割分担(第8条)

(協働と役割分担)

第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、**乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。**

2. **甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。**
3. 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

80

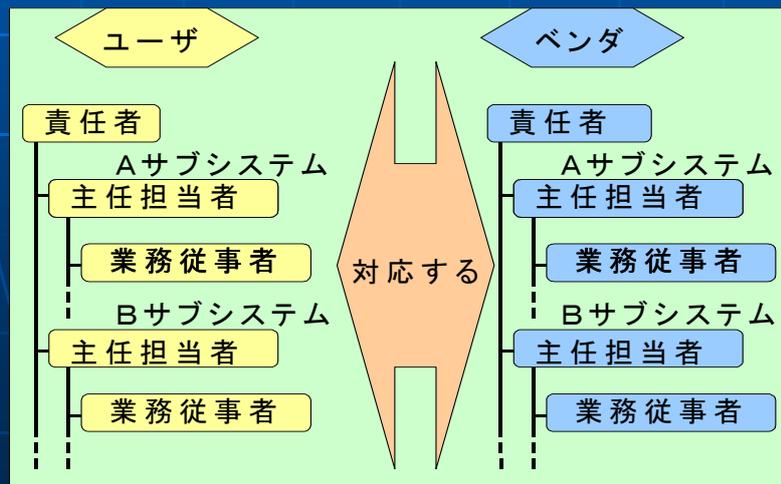
All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆責任者(第9条)・主任担当者(第10条)

⇒ユーザー・ベンダ双方が決める

※一般の請負契約においても請負人側の現場代理人・主任技術者など定めるが、ソフトウェア開発では全工程を通じてユーザーにもベンダの体制に対応する責任者・主任担当者を決めてもらう。



81

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆連絡協議会の設置(第12条)

(連絡協議会の設置)

第12条 甲及び乙は、**本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。**但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第33条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。

- 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的を開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。
- 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要な者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

82

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆連絡協議会の設置(第12条:続き)

4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。
5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。
6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、**書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。**乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。
7. **前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。**

83

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆連絡協議会の設置:複数会議体の場合

(複数会議体の設置)

第12条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、甲乙双方の共同作業及び分担作業を含む本件業務の進捗状況の報告、課題・問題点の協議・解決、システム仕様書の内容の検討・確認等その他本件業務の円滑な推進のために必要な事項を協議するため、定期的に開催する会議体(以下「連絡協議会」という)を設置し、開催するものとする。なお、当該連絡協議会には、責任者及び主任担当者の出席を必須とする。**また、複数の種類の連絡協議会を設けることができるものとし、この場合を含め、甲及び乙は、連絡協議会について次の各号を別途協議のうえプロジェクト計画書等の書面により定めるものとする。**

- ① 開催頻度・時期
- ② 当該連絡協議会の名称
- ③ 責任者及び主任担当者が複数設けられている場合には、当該連絡協議会の開催に必須とする甲乙双方の責任者または主任担当者
- ④ 複数種類の連絡協議会を設ける場合は、第37条に基づく協議を行う連絡協議会の特定、各連絡協議会において取り扱うべき事項およびそれらの連絡協議会の関係(上下関係等)
- ⑤ 議事録作成の甲乙の分担および甲乙双方の議事録承認者
- ⑥ 前各号の他連絡協議会の運営に必要な事項 (第2項以下略)

84

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

1. ソフトウェア開発の推進体制

◆連絡協議会の設置：複数会議体の場合

- ・ 大規模開発では、複数種類の会議体が一般的にあることを前提に、オプション条文として提示。

※ 経産省モデルではキーとなる一つの会議体を想定したものである。

・ 会議体の名称例

- エグゼクティブミーティング
- 責任者会議
- リーダー会議
- 仕様検討会・レビュー会

85

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2. 準委任契約

◆要件定義作成支援業務(第14条・第16条)

(要件定義作成支援業務の実施)

第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、**甲による要件定義書の作成**作業を支援するサービス(以下「要件定義作成支援業務」という。)を提供する。

2. **乙は、**情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、**善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行う**ものとする。

(要件定義検討会)

第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会(以下本節において「要件定義検討会」という。)を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。

2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。

86

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2. 準委任契約

◆要件定義作成支援業務(第17条)

(要件定義書の確定)

第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間(以下「要件定義書の点検期間」という。)内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。

2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。
3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)の手続によるものとする。

87

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2. 準委任契約

◆準委任業務の終了時期(第18条)

(業務の終了・確認)

第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

2. 甲は、個別契約に定める期間(以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。
3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。
4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものみなされる。
5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。

※経産省モデル契約では、要件定義作成支援業務終了は要件定義書の確定が前提

88

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

2. 準委任契約

◆個別契約(準委任業務)

[要件定義作成支援業務] 個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する [要件定義作成支援業務] につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム提案書」] にもとづく [要件定義作成支援業務]
2. 契約類型: 準委任
3. 作業期間または作業工数(作業量): 年 月 日から 年 月 日まで
(または「〇〇人月」)
4. ...

◆個別契約(請負業務)

[ソフトウェア開発業務] 個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する [ソフトウェア開発業務] につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム仕様書」] にもとづく [ソフトウェア業務]
2. 契約類型: 請負
3. 納入物の明細・納期・納入場所: 添付別表〇記載のとおり
4. ...

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2. 準委任契約

◆要件定義作成支援業務のポイント

- ・ 要件定義作成支援業務の目的は、要件定義書の完成ではない。
- ・ 要件定義作成支援業務は個別契約で定めた作業期間または作業工数(作業量)の範囲で行う。
- ・ 要件定義作成支援業務の終了時期は必ずしも要件定義書の確定時期と一致しない。
- ・ ベンダは善管注意義務を持ってユーザを支援する義務を負う。

2. 準委任契約

◆ 準委任契約における善管注意義務

- ・ 「善良な管理者の注意義務(善管注意義務)」とは？

⇒ 法律上「受任者の職業、地位、知識等において一般的に要求される平均人の注意義務」と言われる。

- ・ ベンダに要求される「善管注意義務」とは？

⇒ 情報処理技術の専門家として当然払うべき注意。

⇒ 具体的には、「常に進捗を把握し、問題を発見したら適切に対処する。」といった行動が挙げられる。

91

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

2. 準委任契約

【ご参考：実績払方式の例】

【要件定義作成支援業務】 個別契約書

甲及び乙は、甲乙間で締結した〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付「ソフトウェア開発基本契約書」第〇〇〇号にもとづき、基本契約書記載の本件ソフトウェアに関する [要件定義作成支援業務] につき、以下の条件に従って甲が乙に委託し、乙がこれを受託することについて合意したので、本個別契約を締結する。

1. 作業内容: 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付 [「〇〇〇〇システム提案書」] にもとづく…

2. 契約類型: 準委任

3. 作業期間: 年 月 日から 年 月 日まで

⋮

9. 委託料:

(1) 委託料は、次の算式にて算出されるものとします。

委託料 = 委託料単価 × 作業工数(作業量)実績

(2) 委託料単価は次のとおりとします。 ¥ _____ / 人月

(3) 作業量実績は「要件定義業務完了報告書」により確認するものとします。

※ 作業期間は固定。定めた作業期間を超える場合は追加／変更契約

92

All Rights Reserved, Copyright © JEITA 2009

3. 再委託

◆再委託条項(第7条)

(再委託)

- 第7条 乙は、乙の責任において、**各個別業務の全部又は一部を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)**に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。
2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。また**当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(但し、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く。)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。**
3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。

93

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

3. 再委託

◆経産省モデルその他との対比

	第三者への再委託	委託範囲
JEITA モデル契約	ベンダの裁量で再委託可能 ※要請があればユーザに報告。	一部または全部可能
経産省 モデル契約	【A案】ユーザの事前承諾要 ※合理的な理由がないと承諾拒否できない。 【B案】ベンダ裁量で可能	一部可能
商慣習上	【請負業務】可能 【委任業務】原則として不可	【請負業務】全部可能 【委任業務】—

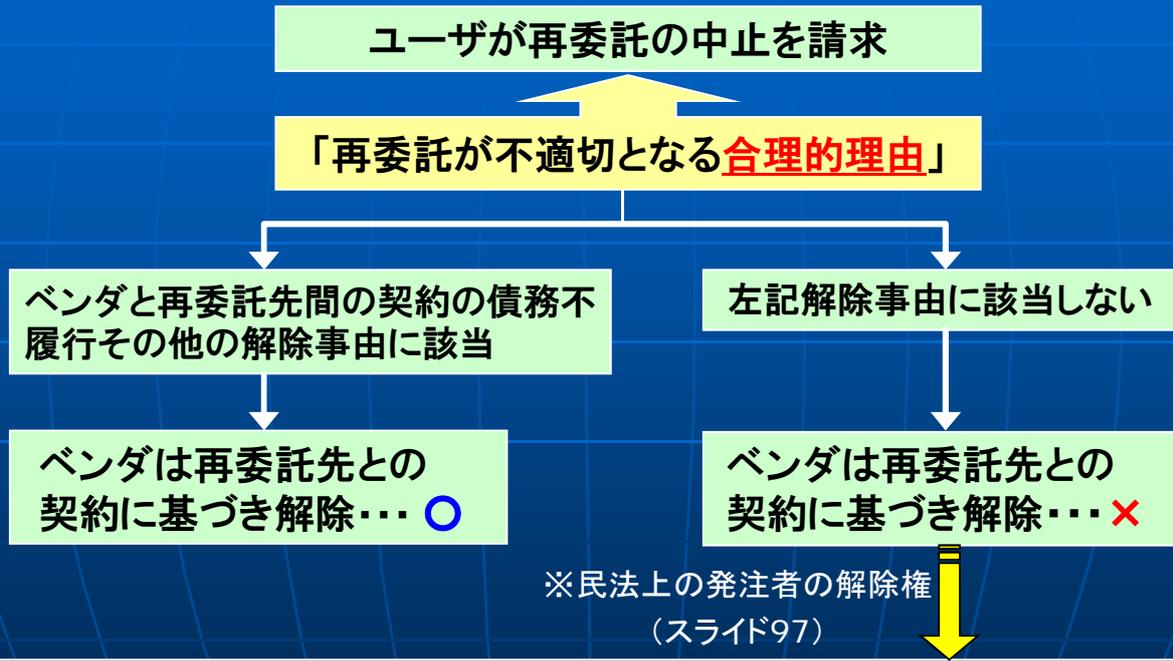
- ・ 民法に明確な規定はない。
- ・ ソフトウェア開発取引では、委任業務の場合も専門性や費用の面から再委託することは一般的。

94

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

3. 再委託

◆ユーザ中止請求時の費用負担



この場合、再委託先への賠償費用が必要 ⇒ 誰が負担するか？
ベンダに契約上の責任はない。⇒ **要請側のユーザに負担願うもの。**

3. 再委託

◆ユーザ中止請求時の費用負担

●再委託が不適切となる合理的理由

- ・ 再委託先が競合他社からも業務を受託しており、競合他社へ企業秘密が漏洩する可能性がある場合
- ・ 再委託先のセキュリティ確保の措置が不十分な場合
- ・ 再委託先の財務状況不安、など

↓
※再委託先とベンダとの間で解除事由となりえるかどうかの問題

3. 再委託

◆ユーザ中止請求時の費用負担

●民法上の発注者の解除権

・請負：

- 受注者に損害を賠償した上で解除可能。(民法641条)
※既作業部分・未作業部分の報酬とそのために支出した費用など

・委任：

- 受託者に不利益な時期の解除には損害賠償を要する。(民法651条2項)
- 既履行部分の報酬については請求可能。(民法648条3項)
- 実際に要した費用については償還請求可能。(民法650条1項)

4. 瑕疵担保責任・損害賠償

◆関連条文(第29条・第53条)

(瑕疵担保責任)

第29条 前条の検査完了後、納入物について システム仕様書との不一致(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。

2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。

3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(損害賠償)

第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。(第2項以下略)

4. 瑕疵担保責任・損害賠償

◆ 瑕疵担保責任を負う「瑕疵」

● JEITAモデル:「システム仕様書との不一致」

- 経産省モデル:「システム仕様書との不一致(バグも含む)」
⇒「バグ」とは?(定義は曖昧)
- 主なバグ:「論理上の誤り」と「コーディングミスなど誤記」
⇒「システム仕様書との不一致」と解釈可能

◆ 瑕疵担保責任の内容:

- 修補責任
- 損害賠償責任

※ 法律上は、注文者に上記に関する請求権に加え、契約解除権(重大な瑕疵の場合のみ)も認められている。

99

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4. 瑕疵担保責任・損害賠償

◆ 瑕疵担保責任を負う期間:

- 検収完了後○ヶ月以内にユーザより通知を受けたもの。
※ 民法上は「引渡しから1年間」

◆ 瑕疵担保責任の性質:

- 法律上は無過失責任

※ ただし、任意規定+無過失責任を軽減する規定(民法636条)あり

⇒「注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない」

- JEITAモデルでは過失責任

※ 経産省モデルは修補責任については無過失責任/損害賠償については過失責任

100

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4. 瑕疵担保責任・損害賠償

◆「軽微な瑕疵」「過大な費用」とは？（29条2項）

- ケースバイケースで検討が必要
- ソフトウェア段階における例

※ ある照会機能につきレスポンス10秒としていたところ、本番で10.1秒かかることが判明した。この瑕疵を修正するためには物理設計書を修正する必要があり、当該修正に多大なコストを要するような場合。

101

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

4. 瑕疵担保責任・損害賠償

◆ 瑕疵に関する判例

＜東京地裁平成9年2月18日＞

「システムに軽微とはいえない支障を生じさせる上、遅滞なく修補することのできない場合には、プログラムに欠陥（瑕疵）があるものといわなければならない」

＜東京地裁平成14年4月22日＞

「注文者から不具合が発生したとの指摘を受けた後、請負人が遅滞なく補修を終えるか、注文者と協議した上で相当な代替措置を講じたと認められるときはシステムの瑕疵には当たらない」

遅滞なく修補できない不具合が瑕疵であり、かかる瑕疵について賠償責任が認められる。

102

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

5. 損害賠償

◆ 損害賠償条項 (第53条)

(損害賠償)

第53条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第29条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。

2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、**帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度**とし、また、当事者の予見の有無を問わず**特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。**

5. 損害賠償

◆ 損害賠償条項: 対比表

	損害の範囲	損害賠償金額の上限
JEITA モデル	通常損害のみ ※特別損害・逸失利益について責任を負わない	請求原因の如何に関わらず帰責事由の原因となった 個別契約に定める委託料の金額
経産省 モデル	(〇〇〇)の損害に限り	請求原因の如何に関わらず帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額 ※ただし故意・重過失の場合は適用されない
民法	・通常損害 ・予見可能な特別損害	

5. 損害賠償

◆ 損害賠償条項: 対比表

- ・ 経産省モデル契約の損害賠償の上限・範囲
 - 「具体的な損害賠償の上限額、損害の範囲等については個々の情報システムの特性等に応じて個別に決定する」としている。
- ・ 故意・重過失の扱い: JEITAモデルでは取り入れず
 - 損害賠償条項を勘案して契約条件を検討するが、故意に契約を履行しない場合をあらかじめ想定していない
 - 軽過失と重過失の区分け: 明確ではない⇒裁判所の判断

105

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

5. 損害賠償

◆ 通常損害と特別損害

例) (原因: ベンダの債務不履行)
顧客から受託したプログラム開発業務の遂行においてベンダの過失で開発が遅れ、納期が1ヶ月遅延した。

通常損害	社会通念上、一般的に予想される損害。 ⇒ 全て損害賠償	契約書に定める納期から実際の納期までの間、顧客の現行システムを引き続き稼働させるために要した現行システム用の機器のレンタル料他
特別損害	通常損害以外の一般的に予想されない損害。 ⇒ 予見できたものだけに限り損害賠償	当該プログラムを第三者に販売する予定だったが、納期遅延で販売ができなくなった場合における販売利益

- ※ 通常損害と特別損害の区別は不透明
⇒ 実際の損害は、相当因果関係のある範囲で認められる(判例・通説)。
⇒ ソフトウェア開発に関する基準も特になし。

106

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

6. 著作権の帰属

◆関連条項(第45条)

経産省 モデル	【A案】ベンダ帰属 【B案】ユーザ帰属、汎用はベンダ 【C案】共有、汎用はベンダ ※ 原則A案を推奨←ソフトウェアの利用促進
JEITA モデル	【A案採用】ベンダ帰属 ※ 【B案】【C案】はオプションとして運用ガイドに記載 ※ 推奨は【A案】⇒【C案】⇒【B案】
著作権法	著作者に帰属＝開発したプログラムの著作権は 開発したベンダに帰属する ※ ただし、上記は契約によって変更可能 ※ 著作者人格権は移転しない⇒契約により行使を制限

107

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

6. 著作権の帰属

◆(背景)日本版バイ・ドール制度

- 米国：
 - 1980年 バイ・ドール法制定
⇒ 政府資金による研究成果を大学・企業に帰属させることが可能に
- 日本：
 - 1999年 産業活力再生特別措置法に規定
⇒ 国の委託研究で生じた成果を受託者に帰属させることが可能に
 - 2007年8月 産業技術力強化法に移管
⇒ 恒久化
⇒ 請負によるソフトウェア開発も対象に
 - 2007年8月 「ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン」(経済産業省)
⇒ 従来の慣行(国等が発注するソフトウェア開発で特許権等が国等に帰属)の変化に期待

108

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

6. 著作権の帰属

◆JEITA提言(2008年4月15日)

- ・ 情報システム政府調達に関する提言(第2版)
- ・ 情報システム政府調達に関する提言(第2版)骨子

「提言3. 国際的な商習慣の標準化動向に適合した政府の独自商習慣の改善」⇒「**日本版バイドール制度の速やかな実施**」

日本版バイドール制度に従い、開発成果物の知的財産権をベンダー(民)に帰属させ、国には支障のない利用の権限を付与する内容として、ベンダーがより資産価値の高いソフトウェアを開発できる環境とすることで、産業全体の活力と競争力の強化を図ることができる。

109

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009

7. 第三者ソフト・FOSSの扱い

◆関連条項(第48条・第49条)

ポイント	経産省モデル	JEITAモデル
想定するソフト	アプリ、OS、ツール等	アプリケーションパッケージ (ただし定義上は限定せず) [規定上、「本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために」利用する場合とする。]
採用手続き	【ベンダ選定】 ◆ベンダの情報提供義務 ◆ユーザによる採否決定 ◆ユーザが契約等実施 【ユーザ選定】 ◆ユーザが利用指示 ◆ユーザが契約等実施	【いずれの選定かを問わず】 ◆手続は第37条(変更管理手続による)。 ・変更提案 ・変更提案への回答と条件協議 ・協議結果により変更契約 ◆ユーザは契約等実施

110

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2009